

# 商標権

企業や商品の「名前」「ロゴマーク」を保護し、信用を培う

僕たちが商品を購入したり、サービスを利用して、満足した時に、また次も同じものを利用したいと考えるよね。そんな時、メーカーやブランド名などのマークや名前を目印にすることがありますね。

この目印となる、マーク(図形や記号など)や名前のことを「商標」というんだ。



## 商標権とは

● 商標法に基づいて登録した商標を独占的に使用できる権利

おかあさん、いつも買う牛乳には、このマークがついているね。どうしてなの？

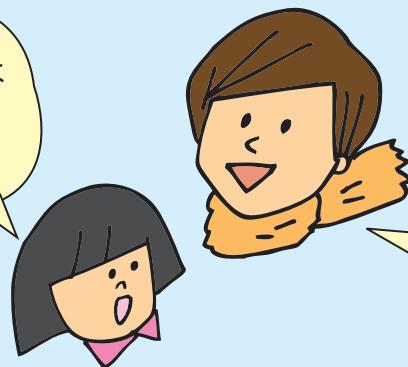


そうね、そのマークがついていると「あの会社のものだから、いいもの!」と思ってお買い物をしているわ。お母さんにとっては、「安心・信頼マーク」なの。

## 一口メモ

特許庁に商標登録出願し、審査が通ったら、そのマークは10年間権利保護されます。また、更新することで半永久的な権利を持つことができます。商標更新料の支払いがなければ権利はなくなります。

このマークは他の会社は、使えないの？



特許庁に商標を登録しているものは、他の会社は使ってはいけないのよ。

## こんないいこと!

この権利は、更新することにより、ずっと使うことができます。この商標を使いながら、一定の品質の商品やサービスを提供し続けることによって、商品や会社への信頼・信用が得られます。

## 注意しよう!

他の人の登録商標をマネすると、損害賠償を求められることがあります。商品に名前を付けたり、マークを付けたりする前には、似たような登録商標がないか、調べておきましょう。

# 地域団体商標制度

地域経済活性化を  
支援するためのツール

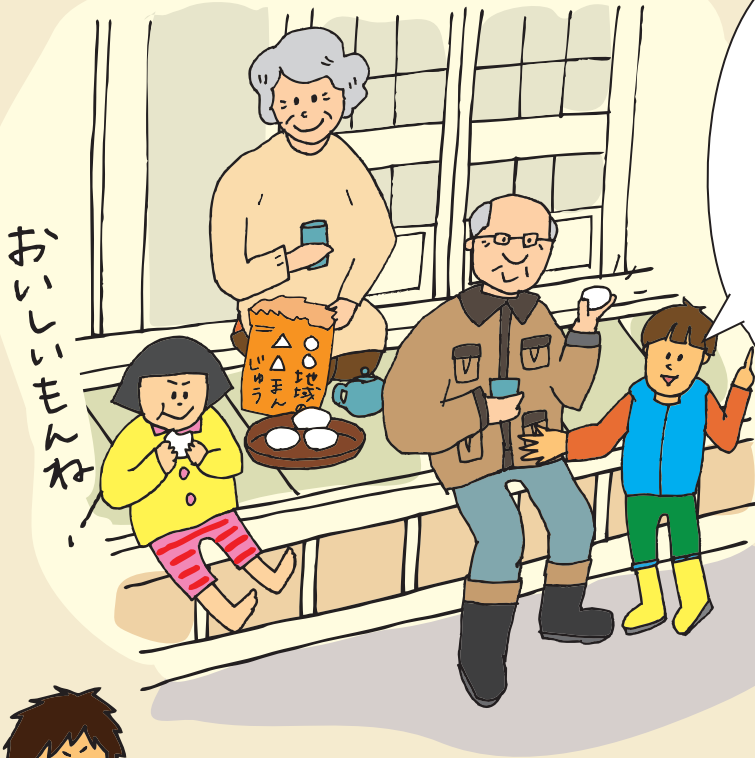
「地域団体商標」は、地場産業や地域の農作物のブランド化を支援するために、平成18年に新しく作られた制度です。「地域団体商標」の登録は、「地域ブランド」や「地名」を全国的にアピールして、地域のイメージを高めるチャンスです。



## 地域団体商標とは

- 商標法に基づいて、登録された地域ブランド名（地域名+商品名）を独占的に使用できる権利
- 農協や漁協などの組合限定の商標権

○○地域の△△まんじゅうも、地域団体商標がとれるといね。



おいしーもね



「地域団体商標」は、「地域名」+「商品名」の文字だけの組合せで、登録はできるんだけど、「地域名」と商品の生産地や製造地とのつながりが必要となるので、よく注意しなくてははいけません。

地域ブランドの例

### 1. たっこにんにく (田子町農協)

青森県 田子(たっこ)町の「たっこにんにく」にんにくの品種を絞り、「品質」を重視で、日本一のブランドにんにく!



地域ブランドの例

### 2. 関あじ・関さば (大分県漁協佐賀関支店)

大分県佐賀関(さかのせき)地域の「関あじ・関さば」品質を保つための創意工夫、努力で、全国が認める高級魚!



こんないいこと!

Good!

地域団体商標をとって、統一したブランド名を使うことによって、地域の商品やサービスを、他地域のものとの差別化し、「ニセモノ」から守ります。

一口メモ

地域団体商標を取得したら、栽培や出荷基準、品質管理基準等により、地域ブランドの管理をしっかりとっていきましょう。